

## 『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』

## 地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

## 対象となる方

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合など
- (2) 特定非営利活動(NPO)法人、一般社団法人、一般財団法人

## 支援内容

- (1) 補助金：地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)(19頁参照)

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「新陳代謝」、「構造改善」、「地域交流」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に資する事業に係る経費を補助します。地域商店街活性化法に基づく「商店街活性化事業計画」の認定を受けることにより、採択審査時に有利な取扱いを受けることができます。

- (2) 信用保険の保証限度額の別枠化(263頁参照)

普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

- (3) 課税の特例

認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から1,500万円の特別控除が受けられます。

- (4) 都道府県又は市町村による無利子融資((独)中小企業基盤整備機構の高度化融資)  
(270頁参照)

都道府県又は市町村(特別区を含む。)が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、(独)中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。

- (5) 低利融資制度((株)日本政策金融公庫の融資)(289頁参照)

地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

## ご利用方法

- (1) 支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、全国商店街支援センターにお問い合わせ下さい。
- (2) 「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

全国商店街支援センター TEL:03-6228-3061

## 『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』

### 低利融資制度(企業活力強化資金)

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

#### 対象となる方

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

- (1)卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方(左記を構成員とする事業協同組合等を含みます)
- (2)中心市街地関連地域<sup>※1</sup>で卸・小売・飲食店、サービス業及び不動産賃貸業(中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する者に限り)を営む方

#### 支援内容

##### ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

##### ■貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

【国民生活事業】 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

##### ■資金使途

以下の事項に必要な資金

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフサービス店の取得
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)
- ・販売促進、人材確保
- ・新分野への進出
- ・訪日外国人旅行者対応

##### ■貸付利率

○ 対象となる方(1)

【中小企業事業】 基準利率、特別利率①、特別利率②

##### I. 特利対象設備<sup>※2</sup>導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

##### II. 空き店舗出店関連

上記 I. の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街<sup>※3</sup>の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

##### III. 認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

##### IV. インバウンド対応関連 <<平成28年度より新たに措置>>

消費税免税店<sup>※4</sup>や承認免税事業者<sup>※5</sup>が、免税手続きカウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

【国民生活事業】 基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③

I. 特利対象設備<sup>※2</sup>導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

II. 空き店舗出店関連

上記 I. の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街<sup>※3</sup>の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率③が適用されます。

III. 認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

IV. インバウンド対応関連 <<平成28年度より新たに措置>>

消費税免税店<sup>※4</sup>や承認免税事業者<sup>※5</sup>が、免税手続きカウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

○ 対象となる方(2)

【中小企業事業】 特別利率①・②

【国民生活事業】 特別利率②・③

※1～5の詳しい内容については各機関にお問い合わせ下さい。

◆ 貸付利率・メニュー一覧 ◆

貸付対象 (1)	I. 特利対象設備導入関連	中小事業：特別利率① 国民事業：特別利率①	【設備資金】
	II. 空き店舗出店関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率③	【設備資金】
	III. 認定商店街活性化関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
	IV. インバウンド対応関連 <small>※平成28年度より新たに措置</small>	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
貸付対象 (2)		中小事業：特別利率①・② 国民事業：特別利率②・③	【設備資金】 【運転資金】

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。  
必要書類等については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先  
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
沖縄振興開発金融公庫 TEL:098-941-1795

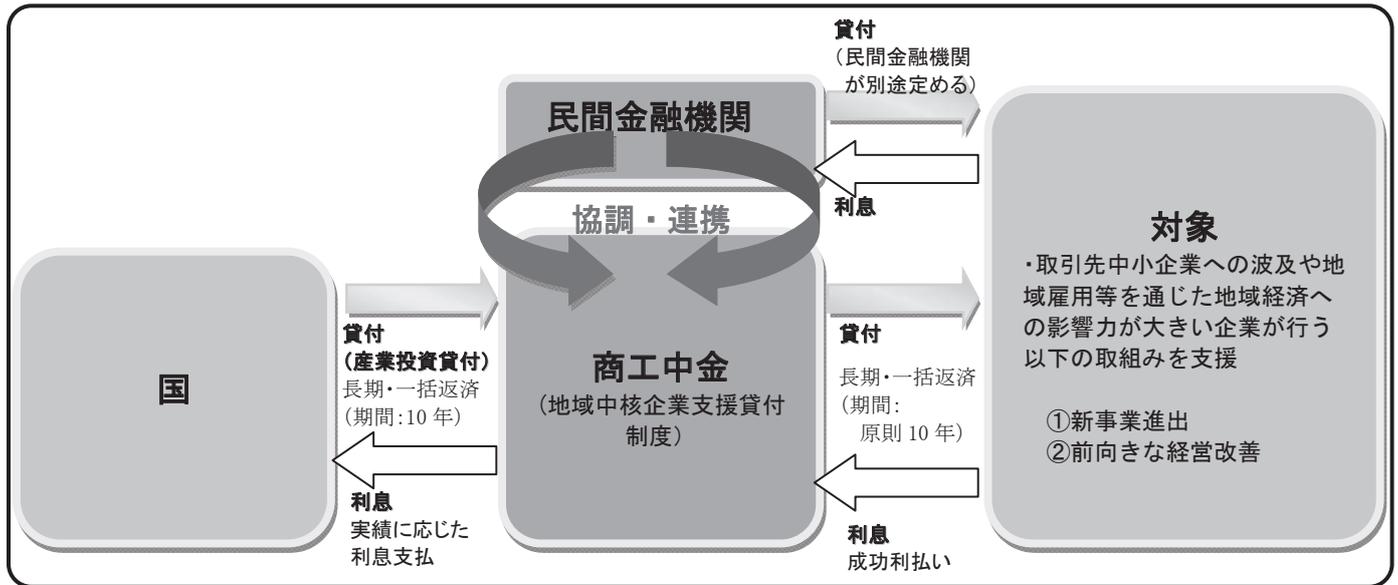
融資・リース・保証    補助金・税制・出資    情報提供・相談    セミナー・研修・イベント    法律等に基づく支援

## 『地域経済の中核を担う企業として新事業や前向きな経営改善を行うにあたり長期安定資金の調達を行いたい』

### 地域中核企業支援貸付

地域経済の中核を担う企業の皆様を対象に、商工組合中央金庫が新事業展開や経営改善等の取り組みに必要な長期間返済のない資金を融資します。

#### ○スキーム概要



#### 対象となる方

新事業展開や経営改善等の計画を策定し、収益力向上により地域経済への波及が期待される取組を手掛ける地域経済の中核を担う企業。

#### 支援内容

- 貸付機関  
商工組合中央金庫
- 貸付限度額  
1貸付先あたり5億円
- 貸付利率  
利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。  
債務者の直近決算の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は商工中金所定の利率となります。  
なお、黒字の場合であっても、作成いただく新事業計画又は経営改善計画の達成率が一定未満の場合は0.6%とします。
- 貸付期間（返済方法）  
10年（期限一括償還）
- 保証条件  
一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先

商工組合中央金庫

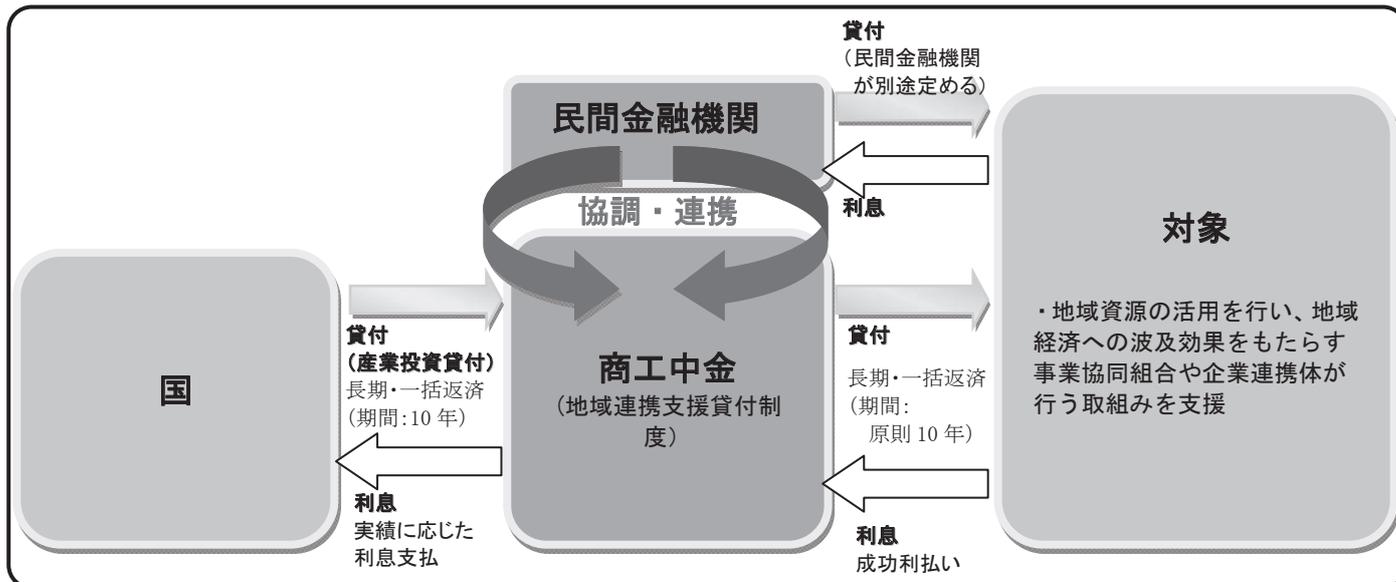
電話：0120-079-366

## 『事業協同組合や企業連携体として地域資源の活用を行うに あたり長期安定資金の調達を行いたい』

### 地域連携支援貸付

事業協同組合や企業連携体を対象に、商工組合中央金庫が新事業展開や連携・再編等に取り組む際に必要な長期間返済のない資金を融資します。

#### ○スキーム概要



#### 対象となる方

地域資源の活用を行い、地域経済への波及が期待される新事業展開や、連携・再編等の取組を手掛ける事業協同組合や企業連携体

#### 支援内容

- 貸付機関  
商工組合中央金庫
- 貸付限度額  
1事業計画あたり5億円
- 貸付利率  
利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。  
債務者の直近決算の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は商工中金所定の利率となります。  
なお、黒字の場合であっても、作成いただく新事業計画又は経営改善計画の達成率が一定未満の場合は0.6%とします。
- 貸付期間(返済方法)  
10年(期限一括償還)
- 保証条件  
一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項(コバナンツ)に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先

商工組合中央金庫

電話:0120-079-366

## 『卸商業団地の機能を向上させる事業への支援を受けたい』

### 卸商業団地機能向上支援事業

卸商業団地における施設の建て替えや新規立地への移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等による機能強化など、団地機能を向上させるために行う事業の実施に関する調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画の策定等に対して支援します。

#### 対象となる方

卸商業団地を形成する事業協同組合

#### 支援内容

助成対象となる事業は、団地再整備事業と共同事業機能強化事業の2種類とし、各事業を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細計画策定、システム開発などの費用の一部を助成します。ただし、研修の実施など共同事業に係る経費の支出は助成対象外となります。

##### (1) 団地再整備事業

- ・建て替え(ビル方式、連棟式、街区式などの方式変更を含む。)
- ・新規立地への移転
- ・街並・景観の整備
- ・物流センターの建設
- ・防災・防犯への対応
- ・その他団地再整備への対応

##### (2) 共同事業機能強化事業

- ・省エネ・新エネなど環境問題への対応
- ・情報システムの構築
- ・リテール・サポートの強化
- ・空き物件の有効活用
- ・新事業の展開(保育所の設置など)
- ・教育・人材確保・雇用対策
- ・その他共同事業機能強化への対応

#### ご利用方法

全国中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 振興部

TEL: 03-3523-4905 URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

## 『物流を効率化したい』

## 流通業務総合効率化法に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に、補助金、融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

## 対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

## 支援内容

## 1. 融資制度

(1) 高度化融資制度(中小企業基盤整備機構、各都道府県)

組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融資を受けることができます。(270頁参照)

## 2. その他の資金調達

(1) 中小企業信用保険法の特例

組合・任意グループ等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借りに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。(263頁参照)

(2) 中小企業投資育成株式会社法の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。(85頁参照)

## ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針(経済産業大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン)に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長が認定します。
3. 認定された総合効率化計画(「認定計画」)に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

## お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課  
各経済産業局流通・サービス産業課等  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
中小企業庁商業課

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

TEL: 03-3433-8811(代表)

TEL: 03-3501-1929

## 『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』

### 特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、予算措置や税制措置、金融措置などにより重点的に支援します。

#### 対象となる方

民間事業者、まちづくり会社(※1)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 等  
 (※1)自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社  
 (※2)支援内容によって対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

#### 支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)に絞って、経済産業大臣がその計画を認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

##### (1) 予算措置

- ①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(17頁参照)
- ②地域・まちなか商業活性化支援事業(19頁参照)

##### (2) 税制優遇措置

建物等の取得に対する割増償却制度(5年間、30%)、登録免許税の1/2軽減といった税制優遇措置を適用。

##### (3) 金融措置

- ①市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、貸付け額の80%を上限に中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施
- ②施設整備者及び当該施設に入る店子に対する一層の低利融資を実施します。
- ③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

##### (4) 大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。(大店立地法の届出の免除等)

#### ご利用方法

- (1)支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合わせ下さい。
- (2)「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

#### お問い合わせ先

経済産業省 中心市街地活性化室 電話:03-3501-3754  
 各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『**中心市街地の活性化を図る措置を受けたい**』**民間中心市街地商業活性化事業**

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

**対象となる方**

民間事業者、まちづくり会社(※1)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 等  
(※1)自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

**支援内容**

小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画(民間中心市街地商業活性化事業計画)を、経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

- (1) 中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。
- (2) 中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が3億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。
  - ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
  - ・増資株式の引受け及び保有
  - ・新株予約権の引受け及び保有
  - ・新株予約権付社債の引受け及び保有

**ご利用方法**

- (1) 支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合わせ下さい。
- (2) 「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

**お問い合わせ先**

経済産業省 中心市街地活性化室 電話:03-3501-3754  
各経済産業局 商業振興室 等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

## 『中心市街地の商業活性化に取り組むためのセミナーの開催や複数の専門家による支援を受けたい』

### 中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による助言、勉強会等のサポートを受けることができます。

#### 対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者  
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

#### 支援内容

協議会等が行う商業活性化の取組に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）における専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

#### ○個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援（セミナー型）

中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施又は協議会等の活動に関する取り組みのためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

#### ○個別事業等実施のための助言・診断等を通じた支援（プロジェクト型）

中心市街地の商業活性化に資する個別事業及び協議会等活動に対し、実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行います。

#### ご利用方法

- (1) 中小機構の全国10地域本部・事務所に申込書を提出してください。
- (2) 事前に現地調査・ヒアリング等実施の上、事業実施の可否を決定しますので、各地域本部・沖縄事務所へご相談ください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトを参照してください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

TEL: 03-5470-1632

URL: <http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html>

・北海道本部	TEL: 011-210-7473	・近畿本部	TEL: 06-6264-8618
・東北本部	TEL: 022-399-9058	・中国本部	TEL: 082-502-6688
・関東本部	TEL: 03-5470-1639	・四国本部	TEL: 087-811-3321
・北陸本部	TEL: 076-223-5761	・九州本部	TEL: 092-263-0320
・中部本部	TEL: 052-205-6853	・沖縄事務所	TEL: 098-859-7566

## 『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』

### 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家によるアドバイスを受けることができます。

#### 対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

#### 支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が、実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立、運営に係るアドバイスや個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）の実施に係るアドバイスを行います。

#### ・利用者の自己負担

派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

#### ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトを参照してください。

#### お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

TEL: 03-5470-1632

URL: <http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html>

## 『中心市街地の中小商業機能強化のための 税制支援や低利融資を受けたい』

### 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

#### 対象となる方

##### 【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

##### 【低利融資】

中小企業者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づく事業を実施する民間事業者・まちづくり会社等
- (2) 中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方

#### 支援内容

##### 【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除します。

##### 【低利融資】

###### ■資金使途:

- (1) 事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金
- (2) 合理化及び共同化等を図るための設備(仕入配送・運搬用、事務処理等)の取得、販売促進、人材確保、ショッピングセンターへの入居 等

###### ■貸付利率:

- (1)及び(2)中小企業事業 特別利率③

###### ■限度額:

- (1) 中小企業事業 7億2,000万円(特利適用資金は7億2,000万円)
- (2) 中小企業事業 7億2,000万円(特利適用資金は2億7,000万円)

#### ご利用方法

##### 【税制支援】

- ・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること
- ・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること 等

##### 【低利融資】

- ・株式会社日本政策金融公庫(沖縄においては沖縄振興開発金融公庫)にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

税制支援	中小企業庁商業課	TEL:03-3501-1929
低利融資	日本政策金融公庫	TEL:0120-154-505
	沖縄振興開発金融公庫	TEL:098-941-1795

## 『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』

## 中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中心市街地活性化協議会を設立する、又はすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

## 対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

## 支援内容

協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

- 協議会の設置や運営などに関する相談対応を、電話・メール等により行います。
- 公式HP (<http://machi.smrj.go.jp/>) およびメールマガジンで各種情報提供を行います。
  - ・協議会の設置状況や基本計画の認定状況
  - ・全国各地のまちづくり取り組み事例
  - ・国等の支援策 等
- 協議会のネットワーク構築を支援します。
  - ・協議会交流会の開催（地域ごとのブロック交流会、全国交流会）
  - ・メーリングリストの運営 等

## ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室

TEL: 03-5470-1632

中心市街地活性化協議会支援センター

TEL: 03-5470-1623

URL: <http://machi.smrj.go.jp/>